

第47号議案

感染症診査協議会条例の一部を改正する条例

感染症診査協議会条例（平成11年島根県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第5項」を「第24条第6項」に改める。

第2条を次のように改める。

（設置）

第2条 法第24条第2項の規定に基づき、次の表の左欄に掲げる保健所について同表の右欄に掲げる協議会を置く。

島根県松江保健所及び島根県隠岐保健所	島根県松江・隠岐保健所感染症診査協議会
島根県雲南保健所、島根県出雲保健所及び島根県県央保健所	島根県雲南・出雲・県央保健所感染症診査協議会
島根県浜田保健所及び島根県益田保健所	島根県浜田・益田保健所感染症診査協議会

第3条第1項中「3人以上6人以内」を「15人以内」に改める。

第5条第2項中「委員3人以上」を「委員の過半数」に改める。

第8条を第9条とする。

第7条中「協議会」の次に「及び部会」を加え、「その置かれた」を「知事が定める」に改め、同条を第8条とする。

第6条の次に次の1条を加える。

（部会）

第7条 協議会に、次の各号に掲げる部会を置き、当該各号に定める事項を審議する。

- (1) 一般感染症部会 結核を除く感染症に関すること。
- (2) 結核部会 結核に関すること。

- 2 前項第1号に規定する一般感染症部会は、必要に応じ、保健所ごとに置くことができる。
- 3 部会に属すべき委員は、3人以上とし、委員長が指名する。
- 4 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから、委員長が指名する。
- 5 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 6 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 7 協議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって協議会の決議とすることができる。
- 8 前2条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、第5条第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と、同条第2項中「過半数」とあるのは「3人以上」と、第6条中「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

#### 附 則

##### ( 施行期日 )

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

##### ( 結核診査協議会条例の廃止 )

- 2 結核診査協議会条例(昭和26年島根県条例第49号)は、廃止する。

##### ( 経過措置 )

- 3 この条例の施行の日以後最初に開かれる感染症の診査に関する協議会の会議は、この条例による改正後の感染症診査協議会条例第5条第1項の規定にかかわらず、知事が招集するものとする。